

令和5年度 第4回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和5年10月20日（金）午後1時30分から午後2時59分まで

場 所：文京シビックセンター3階 障害者会館A+B会議室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 新たな高齢者・介護保険事業計画の中間まとめについて

【資料第1号】

- (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定状況について

【資料第2号】

- (3) 令和5年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿登録について

【資料第3号】

3 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、今井 瑠璃、萩野 礼子
新井 悟、木村 始、片岡 哲子、諸留 和夫、石樵 さゆり、古関 伸一
鈴木 悦子、中西 喜久子、小倉 保志、太田 道之、岩波 康人

<欠席者>

弓 幸史、石川 みずえ、森田 妙恵子、宮長 定男、安田 剛一

<事務局>

木内地域包括ケア推進担当課長、阿部介護保険課長、木村福祉政策課長、瀬尾高齢福祉課長、高齢者あんしん相談センター大塚 小川原センター長

<傍聴者>

1 開会

木内地域包括ケア推進担当課長：それでは、定刻となりましたので、令和5年度第4回文京区地域包括ケア推進委員会を始めさせていただきます。

本日事務局を担当いたします地域包括ケア推進担当課長、木内でございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事の進行につきましては、平岡委員長にお任せしたいと思います。では、委員長よろしくお願いいたします。

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、まず事務局から、委員の出席状況、配付資料等について、ご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：それでは、委員の出席状況並びに配布資料について、ご報告いたします。

<出欠状況報告、配布資料の確認>

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、令和5年度第4回文京区地域包括ケア推進委員会、ただいまから開催いたします。

本日は議題が3件ございます。限られた時間ですが、それぞれのお立場、専門領域からご審議をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

初めは、議題1の新たな高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめについてです。事務局から説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長：皆様、こんにちは。介護保険課長の阿部と申します。

<阿部介護保険課長より、資料第1号の説明>

平岡委員長：ありがとうございました。大変、壮大な計画といえますか膨大な量の内容を含んでおりますので、その中でも、いろいろ図表など工夫してイメージ図のようなもの、分かりやすいものを用意していただいたりして、ありがとうございます。

席上配付の資料は当然委員、我々みんな初めて見るものですので、この場で内容を詳しく検討して、ご意見をいただくというのは難しい面があるかと思えます。それで、事務局のほうで、今日のこの場でご意見をいただくと同時に、後日別紙の資料、記入用紙に記入していただいて受け付けていただけるということにもなっていますので、今日は特に別紙、席上配付資料については分かりにくい点などの確認などを中心に、ご議論をいただくということでもよろしいのかと思えます。

全体の事前にお送りいただいたものも含めて、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

飯塚副委員長：3年間の計画、大変だったと思います。まず本当に、これから高齢者が増えて、施設だとか、いろんなものを増やすということが本当に喫緊の課題だと思いますが、ただ働く現場として、本当にいろんなハードルが、職員の話聞いても、働く人がいないと。ケアマネジャーから、施設から、この在宅から。そのこのところを、今、国の施策、東京都の施策、いろいろとありますということであります。その宿舍借上げにしても、文京区ではなく、これ国の施策を文京区が取り入れているということだと思えます。

この3年の中で、いかにして文京区がほかの区と違う介護人材の獲得方法というか。これ本当に、これ一番大事なことで、物を売るわけじゃない。人が人の世話をするというのを考えたときに、ここが全然成り立たないと、幾ら施設を増やす、何を増やすということがあっても成り立たないです。ここはやはり事業所だけではなく、区と、そして事業者と一緒にあって、スクラム組んで考えていかないと文京区に人が集まってこないんじゃないかと。一番、私、ここを危惧しているところですが、文京区としてはどう思われますか。

平岡委員長：お願いいたします。

阿部介護保険課長：介護保険課長よりお答えします。

今、ご指摘いただいたとおり、やはり人材不足というところは本当に深刻な問題というふうに私どもも捉えてございまして、そういったところも踏まえて、これまでもいろんな取組を区としてもやってきたつもりではございますが、それでもなかなか不足が埋まらないというところで、各事業所においては、人材派遣の方に頼っているとか、そういったところで人件費の負担が増えているというお話も聞いております。

なかなか人材確保策については妙案といいますか、すぐに一つで解決できるような、そういったものはなかなかないというふうに、こちらも認識してございます。その中で、ほかの区でも導入しているような、そういった先進事例等も、研究しながら区で取り入れられるものは、ぜひ研究していきたいというふうに思っておりますし、また何か良いアイデアがあれば、事業者さんとともにそこは区としても考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

平岡委員長：はい、ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。どうぞ、岩波委員、お願いします。

岩波委員：事前配付資料のところで前回意見を皆さん述べたと思うんです。例えば、補聴器のところとか、変更したところをご説明していただくとありがたいんですけど。

平岡委員長：はい。計画の項目のところですね。ちょっと私が思ったのは、今回、事前配付のほうですけども、第6章の地域包括ケアシステム実現に向けた取組のところで、前期の計画と違っている点、新しくなっている点など、もっといろいろあったんですが、今のご質問はどこでしょうか、主に項目事業のところですか。

岩波委員：事業のところで前回、各委員のほうから出した意見を踏まえて変わったところがあったら教えていただければと思います。

平岡委員長：そういうことでお願いできればと思います。

瀬尾高齢福祉課長：前回の前のその前にいただいた、例えば32ページのところを特別養護老人ホーム入所希望者数の推移のところ、特別養護老人ホームの入所の現状ですかね。そういったところもご説明があったほうがいいというご意見をいただいていたので、こちら、ここには書き切れていないんですが、コラムのような形で入れることを考えております。まだ書き切れてなくて申し

訳ございません。

岩波委員：あと補聴器なんかの話もしたと思いますが、その点はどうなんでしょうか。

瀬尾高齢福祉課長：補聴器のほうはご質問にも出ていて、当日にも回答をさせていただいたんですが、実際は電源を入れるのが難しいということと、補聴器というのが調整も大事というところなので、そういった調整が必要というところも含めて、周知啓発というところでは考えておりますが、この補聴器事業について直接記載するところまでは今は至ってはいないです。ただ周知啓発という面では、新しい事業の系統にはつながっていますので、またご報告できたらいいかなと思っております。

平岡委員長：今、委員からご指摘もありました、前回の発言された委員、覚えていらっしゃるかと思うので、どこがどうなったのか、確認したいという方がいらっしゃればご発言いただければと思いますが。特に必要なければ結構ですけれども。はい、どうぞ。

木内地域包括ケア推進担当課長：認知症に関する記載のところでは宮長委員からご指摘いただいた、本日はいらっしゃらないですけれども、31ページの「認知症について」、「認知症高齢者の状況」のところではまだ本文に反映されていないので恐縮なんですけれども、今回お出ししたものの図17のところになりますが、令和4年と令和5年のところでは小計が令和3年度で5,262より下回っていると。これについて、コロナの影響があるというふうに前回の委員会の中でお話ししているんですけれども、令和4年と5年はその他で1,444と2,062の数が書かれておまして、恐らくこの中から左側にずれる方もいらっしゃるのではないかとというやり取りをさせていただいたかと思えます。

本文のほうはまだ直っていないのですが、①の下の小さい白丸のところでは要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度Ⅱ a ランク以上と判断された高齢者は、令和5年4月現在4,377人で、全体の約60.7%を占めています。その後括弧書きで書いてある部分に、「なお」と付け加えまして、「新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取扱いのために主治医意見書の提出がなかった方は、その他に分類しています」というふうに、分かりやすく表現を変えさせていただきました。

平岡委員長：よろしいでしょうか。それでは、先ほど中途半端な言い方だったんですが、第6章の地域包括ケアシステムの推進のところ、106ページからですが、この内容は、前回の委員会では、項目、箇条書きのようなものであったものを文章化したというご説明があったんですけども、前回のお話にあったかもしれないのですが、これ、非常に重要な計画の内容に関わるものですので、前期、第8期の計画と比べて、今回この部分を充実させたとか、そういう特徴的なものとして、こういうものがあるとか、そういうことを少しお話いただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。

木内地域包括ケア推進担当課長：事務局のほうからご説明させていただきます。

第6章のポイントをかいつまんでお話させていただきますと、107ページのところです。107ページの図の上のところですが、これまで「高齢者の支援体制を充実」という言い方をしておりましたけれども、一番上の上から3行目、「地域の居場所などにおけるフレイルサポーターの自主的な関わりも促しながら」というところを新たに加えておまして、サポーターの育成だけではなくて、サポーターの方が自主的な活動を希望される場所の支援をさらに進めていきますというふうに一步進めた形の表記を加えております。

それから108ページです。②の地域での支え合い体制づくりの推進のリード文のところ、こちらの部分が高齢者が支えられる体制を整備というところから、さらに一步進んで社会参加を支援していく方向にシフトしていくというような内容で書き変えております。

同じくリード文の最後の2行になりますけれども、「地域において世代や属性を越えて交流できる居場所づくりの取組を推進します」というところが、今も社会福祉協議会等と連携しながら、多世代が交流できる居場所をつくっておりますけれども、世代を超えたごちゃまぜの場づくりを意図した書き込みとなっております。

それから109ページのところは、先ほど阿部課長から説明がありましたけれども、③の認知症施策の推進の部分です。リード文の最後の「グループホームをはじめとする地域密着型サービスの整備」というところは、介護が必要となった認知症の方やご家族を支えるための施設の整備についての書き込みをしております。

それから、ア) 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発の真ん中辺になりますけれども、「認知症本人や介護者である家族が自ら語る言葉など、認知症の本や家族の視点を重視した情報発信の取組を推進します。」というところで、家族介護者支援であるとか、あとは基本法の理念等を反映させた書きようになっております。

次に110ページ、同じく認知症のところになりますけれども、ウ) の認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり。こちらはチームオレンジの取組を始めておりますけれども、説明文の最後のところ「認知症の本人等が生きがいを持って地域で主体的に暮らせるため取組を推進します」というところで、基本法の理念による考え方を反映させております。計画の細かい項目等につきましては、次期計画のほうに入れ込むことになると思うんですけども、今回の計画の中には理念の部分の部分を反映させるという形になっています。

あと二つ、112ページの在宅医療・介護連携の推進のところですか。こちらのア) 看取りまでを見据えた在宅医療・介護の充実のところですが、厚生労働省の進める、人生会議の趣旨に沿ったような内容、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りも含めというところで書き込みをしております。

それから、113ページの⑤高齢者あんしん相談センターの機能強化のところですが、リード文の最後の3行目辺りです。複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、子ども分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制を構築しますという。こちらには重層的支援体制整備事業をイメージしている書き込みをしております。

第6章の、ポイントとなる部分は以上になります。

平岡委員長：ありがとうございました。簡潔に要点をまとめて説明していただいたのかと思います。

そのほかの点で、基本的なことの確認でも結構ですし、ご意見でも、ご提案いただいても結構だと思いますが、いかがでしょうか。小倉委員、どうぞ。

小倉委員：公募区民、小倉です。

令和6年から9年にかけての介護保険料の上がり方の見込みというものが、もしあれば教えていただけないでしょうか。

154ページでは、令和3年から5年では実績が419億円であるのに対し、令和6年から8年度は、162ページでは500億円を見込んで、これだけでも1.2倍の上昇になるかなと単純計算ですが思うんです。もちろん介護保険料の見直しとか、そのほかいろんな修正要素があるかと思うんですけど。過去、3年前、6年前とかと比べても結構上がってきたなというイメージが僕はありまして、これでまた1.2倍ぐらいに上がるのかなということにちょっと、もちろんこのご時世でしようがないんでしょうけど、そんな懸念を持ちましたので、この辺。区の方々からするとお答えにくいところかなとは思いますが、何か見込みとか見通しなどがあればお教えいただけないでしょうか。

平岡委員長：よろしいでしょうか、お願いします。

阿部介護保険課長：確かに給付費の見込額で言えば、もう500億を超えると試算の中ではそういう状況ございます。ただ、今の段階での500億ですので、これから国のほうで恐らく年末に結論が出されると思いますが、介護報酬の改定、それがどういうふうになっていくか。それがもっと増えるというような状態になれば、給付費については、この500億にとどまらず、もうちょっと上ぶれしないということで、給付費の増加が多分資金状況といいますか、不足するような状況になるかなというところも踏まえると、さらにそういった基準保険料については、単純計算でいっても、上がっていかざるを得ないというところは、こちらとしても、状況的には厳しい状況かとは思っております。

そういう中で、基金のほうも介護給付費準備基金もありますので、そちらを貴重な財源ということで活用しながら上昇額についてはなるべく急激な上昇にならないように、こちらとしても、そういった部分を活用しながら、そこは検討していきたいというふうに考えております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。どうぞ。

諸留委員：文京区町会連合会の諸留です。ちょっとお聞きしたいんですけど、181ページです。利用者の負担割合の制度という、これはもう全部法律で決まっているんですかね。原則、自分の始末は自分でやるのが大事だと思うんですけど、それがどうしてもできなくなってきた人たちは助けてあげなくてはいけないというのもあるんですけど。その点で限りあるお金でやらなくてはならない。それを全部みんなで負担して、その負担がどんどん大きくなっていったら

やうと。これを見ても、書いてあるじゃないですか、もう何倍になったということで、何年間でどんどん増えていて、高齢社会になって、これからも多分増えるんでしょうけれど。そうすると本当に切りがなくなってしまう。やっぱり原則自分のことは自分で始末しろというのを私は思っているので、人の世話になるときにはお金がかかるんですよということを知らせてあげないと、いるかどうか分からないけれど、使わないと損だとか、そんな気持ちでいる人がいたら困っちゃうとか、そんな気がします。

それと、先ほどの人材の不足の話が副委員長からありましたけれども、これ、ただで文京区でやったってどうしようもないですよ。今、ベトナム人が一番日本に来ている人が多いらしいですね。こういう介護だけではなくて、建設業もそうなんです。建設業も外国人の昔フィリピンから随分来たのに、使っちゃいけないと言ったって。今でも実地教育とかというので、教育とうわべだけそういうことをやって、実際は使ったり雇用をしているんですよ。そんなことで、よその国の人のお世話になってね。そもそも国もそうですね。自分の国のことは自分でやらなきゃいけないと私は思っています。

そういうことで、言いたいのは、最初の負担の割合が、これ法律で決まっていますけどどうしようない、動かしようがないのかなということです。以上です。

平岡委員長：ありがとうございます。負担割合については、いかがでしょうか。

阿部介護保険課長：ご指摘のとおり、負担割合、原則1割負担というところで今ご利用いただいているところがございますけれども、世帯の所得段階に応じて2割負担、3割負担ということで、利用される世帯の状況に応じて、そこを負担いただいているという状況ではございます。そもそもの部分は引き続き国全体の制度ということで継続して、そこは進められていくと思います。さっき161ページでご説明いたしました、今年、年末に向けて国のほうで負担割合2割となる方の対象の見直しですとか高所得の方の保険料の引上げとか、そういったところが、今、国のほうで検討されていますので、そういったところの中で給付と負担の見直しというところで一定の国のほうの方向性が出されてくるかなというふうに思っております。

あと、介護人材の確保の部分については、国全体の制度の中で進められている部分もありますけれども、そこは国や都とのそういった取組と、区のほうの

取組、そこを両方並行して、併用していくことで、さらに、厳しい状況ではありますけれども、なるべく処遇改善とか、そういったところを図りながら何とか人材のほうに定着支援というところで進めていければというふうに区としても考えているところです。

平岡委員長：ありがとうございました。続けてご説明をお願いします。

瀬尾高齢福祉課長：高齢福祉課長です。今、阿部介護保険課長からお話ししたことでもうあれなんですけど、保険料については7期と8期、実は据え置いています、ずっと上がってはいるんですけども。文京区の場合、これ、すごく特殊かもしれないんですが、高齢化率がほかの自治体より低いんです。最近のここ数か月を見ても、転入人口が復活してきていまして、高齢者の方々、確かに人数は増えているんですけども、転入人口も多くて、非常にそういう面では保険料を考えると、ちょっとほかの自治体とは違うのかなと私個人的には思っています。40歳以上の方が介護保険料を負担しますから、こちらの年代が増える一方、保険料も、そんな大きくは変わりませんが、計算上確かにそこは変わってきますので、これは文京区特有かもしれないなと思っております。

介護保険課でも、今でも高いとは思いますが、上がらないようにというのは非常に考えていまして、いろいろ今回も、作った164ページの中の保険者機能強化推進交付金を初めて入れるというふうに介護保険課としていましたので、そういう意味ではちょっと適正な保険料の精算、積算というところでは非常に苦労してやっているところです。人口問題からご参考までに。

それと介護人材については、やっぱりこれも国全体なんですけど、EPA、技能実習生というような形で受け入れるものが、実は日本だけではなくて韓国ですとか、近隣アジアでも介護保険制度を持っているところは人材の取り合いになっているというふうに聞いています。日本の場合は日本語しか、一応試験のときに使えないということで、実際に来ている方とかは物すごく優秀な方々なので、そうすると円が下がっている状態だと、ほかの国のほうに流出しているというところも聞いていますので、国際的には介護保険制度自体が非常に大変な状況になっているんだというのは、一自治体としても感じているところです。ご参考までに。

平岡委員長：ありがとうございました。外国人の人材の部分ですね。今後も活躍

していただくということ大きなテーマになるかと思うんですが、人権侵害のようなことが起きるんじゃないかというご心配がありましたが、EPAというのは経済連携協定に基づいて日本政府が責任を持って管理しているということで、それで人権侵害などは非常に起きにくい環境で働いておられるということはあると思うんです。よく問題になっている技能実習制度の場合は、これは人権侵害の問題が実際に起きやすいということで、全面的な制度の見直しが進んでいるところでもありますので、そういう改善も図られているということだと思います。

そのほかに、基本的にやはり外国人だからといって日本人より安い賃金で働かせるとか、そういうことは労働法の基本原則に反しますので、同じ条件で働くということが基本になっていますし、労働のいろんな法令も労働条件の規制も守らなきゃいけないということになっています。外国人労働者として雇うという場合には、労働者として保護をするということになっていますので、そのことを前提に考えていく必要はあるかなと思うんですけれども。

ただ、例えば仮に、そういう区内の施設、介護事業所で働いていて、いろいろ職場の条件に問題があるというときに、どこかに相談できる窓口がないと、問題が深刻化する可能性もあるという点もあると思うんですが、どうでしょうか。そういう相談を受けられるような場所というのはあるんでしょうか、区内に。区内の事業所などで働いている方が、外国人に限らないんですけれども、特にそういうご心配のような問題が起きないように、その介護事業所で働いている方が相談できるような窓口というのはあったらご紹介いただければと思います。

阿部介護保険課長：ちょっと今、明確な資料はないんですが、たしか東京都のほうでも、そういった介護従事者、職員とかが抱える悩みや相談事を受け付けるような窓口を開設しているというふうに聞いておりますので、特にサービスを提供する中で、ハラスメント、そういったところの部分が、かなり働く中で、問題を抱えていらっしゃる職員が多いというふうに聞いておりますので、そういった困り事を受け止めてくれるような窓口は東京都等で開設されているところは情報ではいただいておりますので、後で調べてお知らせできればと思います。ありがとうございます。

平岡委員長：ありがとうございます。今後、外国人の方が増えてくればという話なので、将来に向けて、そういう環境整備も進めていく必要はあるのかなと思いました。

そのほかのご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

保険料のことについて、いろいろご心配いただいている、ご意見をいただいていたわけですが、今後の変動要素と申しますか、保険料が決まるまでに幾つかの考慮事項に変化が起きるということで、164ページのところで説明していただいているんですけれども、介護給付費、端的に言って、介護給付費準備基金って、どのぐらいの基金が今あるんでしょうか。

阿部介護保険課長：こちらについては、令和4年度の末では約22億6,000万円という残額になっておりまして、161ページの真ん中の③の介護給付費準備基金の活用というところで残高については、約22億6,000万円となっているところになっています。変動要素はその上の①②③、こちらをどのように見込むかによって、全てどういう形になるかによって、最終的な保険料の基準額が変動してくるというところになります。

平岡委員長：ありがとうございました。もちろんそれは全部使い切ってしまうと、次が使えなくなりますから、どのぐらい使うかというのは重要な判断だと思いますので、それによって引き上げるものに全部吸収するというのは無理ということですが、一定の激変が起きるのを緩和するような要素としては活用できる可能性もあるということだと思います。

それでは、そのほかの点はいかがでしょう。

木村委員：高齢者クラブの木村です。最近感じていることなんですけれども、先ほども瀬尾課長が介護の件につきまして、高齢者が減っていると。確かに40代、非常に多くなっているということは本当に実感します。これは町会のほうもやっているのですが、特に高齢者が減ってきて、具体的には高齢者のクラブが二つが減ってきて……。

瀬尾高齢福祉課長：高齢者の数は減ってないんです。

木村委員：若い40代以外の方が増えているということは身近に感じています。

私の住むところで、ついに文京区で40坪ぐらいで2億4,800万円という戸建て

の住宅ができて、いや、ついに文京区も2億が来たかということをつくづく感じています。私は、これで2億かなと、そんな感じがするんですけども、今まで1億8,000万円とかいましたけれど、ついに2億4,800万円という値段がついたものが出てびっくりしました。高齢者の単独世帯が増える中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、この「安心」というのが死語になっちゃっている感じがするんです。現実的に住んでいるところでは、本当に買物をしたくてもお店がない。地価も上がっているのもあるんでしょうけども。本当に住み慣れているんだけど、安心して住めないというのが現状じゃないかと思っているので、非常にこの「安心して」というのが死語に聞こえてしょうがないんです。そんなことでちょっと感じていることを一言、挙げさせていただきました。

瀬尾高齢福祉課長：今、ご意見があったように、単独世帯の方が非常に増えていまして、ご高齢者の方の数も増えていますが、より、お一人暮らしの方が増えていますので、実はいろいろその対策も、経済課で、買物を補助するサービスを始めたり、今、最近だとコンビニエンスストアも電話で運んでくれるような取組も始まっているんです。そことつながるような取組もできればいいなと思っています。

文京区の中には8か所、高齢者あんしん相談センターができていまして、実は見守り担当の方も近年また増えて、戸別に回っていただいている取組もしているんですが、それがやっぱり1か所2名とかですから、なかなか回り切れていないというのが現状ですので、その点の意味では地域のつながりをどうつくっていただくのかということも、区役所が全てやっているという時代とはまた違ってきているのかなと思ひまして、そういうこともあって地域包括ケアとして、皆さんと、区民の方と、いろんな事業者の方と全員つながって取り組んでいこうと思っていますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

高齢者クラブさんも非常にいろんなことにご協力をいただいているので、非常に助かっております。ありがとうございます。

平岡委員長：ありがとうございます。それでは、この計画に関する中間まとめに関しては、このぐらいでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次の議題に移りたいと思います。

議題の2、指定地域密着型サービス事業所の指定状況についてです。事務局から説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長：それでは資料第2号をご覧ください。指定地域密着型サービス事業所の指定状況でございます。

<阿部介護保険課長より、資料第2号の説明>

平岡委員長：ありがとうございました。今のご説明について、ご質問、ご意見があればご発言いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

令和5年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録についてです。事務局から説明をお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：それではご説明いたします。資料第3号、令和5年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録についてをご覧ください。

<木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第3号の説明>

平岡委員長：ありがとうございました。それではご質問、ご意見があれば、ご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

では、この件につきましては承認する扱いにしたいと思います。

予定されていた議題は以上ということになります。その他、何かこの機会にご発言いただけることがあれば、お願いできればと、お願いいたします。

岩波委員：以前提案させていただきました介護支援専門委員の文京区内の連絡協議会についてはいかがですか。

阿部介護保険課長：そのご提案を受けまして、今、調査のほうを行っているところでございますので、まだ集計はこれからというところになりますので、また状況がまとまりましたら、改めてご報告させていただきます。

岩波委員：よろしくをお願いいたします。

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、議事進行にご協力くださいましてありがとうございました。

以上をもちまして閉会いたします。

事務局から連絡事項はございましたらお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：事務局のほうから4点、ご連絡とご報告がございます。

一つは、本日席上で差し替えをお願いいたしました参考資料第1号の修正のところです。高齢者あんしん相談センターの事業実績報告書でございます。こちら、修正が3か所ございまして、3ページの(5)相談内容の表がありますが、5年の4月から9月の総計の数修正したものを今回の差し替えでご用意しております。

それから4ページの(8)緊急時対応の①対応内容と、②センターへの通報者のところですが、緊急呼出しのところと、警察、消防の件数がまだ差し込めてい wasn't でしたので、数を最終盤に修正をしたものを差し替え版として今日配付させていただきました。半年分の実績報告になりますけれども、どの項目につきましても、昨年度よりも上回る数になっているかなという印象です。高齢者あんしん相談センターに確認しましたところ、5月8日のコロナ5類移行後より、高齢者の方の動きも活発になってきたなというところで転倒する人が増えてきたといった印象もあるようでした。

また、今年はとても夏が暑かったので、その影響か、ご相談ですとか、あと、気になる方がいらっしゃるということで戸別訪問するようなこともあって、件数が上回っているように思うということでお話を聞いています。

次が車椅子ステーションについてのご報告です。皆様のご協力でようやく10月からステーションが始まりました。カラーのチラシをご用意させていただいております。これも10月10日前後辺りから問合せが各ステーションに入りまして、連日のように短期間で使って、受診で使いたとか、おっしゃる方もいらっしゃるようで、従来の1か月ごとの長いもので、なかなか借りられなかったけれども、短期で使えるので助かるというような声も、入っているということでした。

3点目が本日席上にお配りさせていただきました、今回の資料第1号に関する

るご意見等を承りたいという紙についてですけれども、こちらは11月17日の金曜日までを目途に、ご意見がある場合にはファクスまたはメールでご提出いただけたらと思います。ご意見が特にないという場合はご送付いただく必要はございませんので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、第5回の委員会につきましては、年明けの1月中旬頃を開催予定としておりますので、またご出席のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

平岡委員長：ありがとうございました。

飯塚副委員長：今回の資料がなかなか来なくて、昨日の夕方だったんです。昨日の夕方、出かけなきゃならない。今日も朝から出かけなきゃならない。いやいや来なくてどうしようと思いましたので、もうちょっと早く頂けると検討できるんですが、よろしくお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：申し訳ございません。本来は1週間前を目途にしているんですけれども、差し替えで本当にご迷惑をおかけしまして。次は早めにお配りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。